

令和4年8月5日

各県立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等
について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」及び「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、7月30日には、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（別添1）及び「オミクロン株のBA.5 系統への置き換えりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（別添2）の一部改正が行われました。

これらを踏まえ、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、配慮することについて周知依頼がありましたので、下記にご留意願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

ただし、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を自ら撮影した画像等により学校が確認することは差し支えありません。

また、同様に、教職員や児童生徒等が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

※三重県の県立学校では、現在、教職員や児童生徒に対して、学校に陰性証明の提出は求めておりません。

2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

先日7月25日付けの事務連絡でお知らせしたとおり、特定された濃厚接触者の待機期間が最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とされるとともに、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能とされました。これらのいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を願います。

また、学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者に特定されない場合であっても「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」について、出席停止の措置を取ることとしています。この点については、「食事の際に飛沫が飛ばないように、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることにはならない」との考え方を示しています。今般の別添1事務連絡においても、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる対象としては、「事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたものの」とされましたので改めて確認願います。

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023

高校教育課 課長補佐兼班長 谷奥 茂

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤 純子

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023